

国民健康保険と後期高齢者医療制度の 高額療養費制度が見直されました

令和8年

12月支給分～

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関などで支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。この制度を将来にわたって維持するため、制度が見直されましたので、その概要をお知らせします。

問い合わせ 厚生労働省コールセンター(☎0120-617-111)
市民課国保年金係(☎35-0915)

見直しPoint 1

自己負担額(月額)が**変更**になります。

※対象になる世帯には、診療月の3カ月後を目安に市から申請書などを送付します。
※高額療養費の支給は、一度申請いただければ、次回以降は自動的に指定口座に振り込みます。
※令和8年度(令和7年中収入)分の住民税の申告をしていない場合、所得区分が正しく判定されません。忘れずに申告しましょう。



詳細は厚生労働省ホームページ(下記)をご覧ください▼



見直しPoint 2

年間上限額(8月から翌年7月の1年間の限度額)が**新設**されました。

年間上限に達した場合、還付を受けることができます。

国民健康保険

■70歳未満(令和8年8月診療分～)

所得区分		自己負担額(月額)		年間上限額
		3回目まで	4回目以降	
ア	901万円以上	27万300円 + (医療費 - 90万1,000円) × 1 %	14万100円	168万円
イ	600万円～901万円	17万9,100円 + (医療費 - 59万7,000円) × 1 %	9万3,000円	111万円
ウ	210万円～600万円	8万5,800円 + (医療費 - 28万6,000円) × 1 %	4万4,400円	53万円
エ	201万円以下	6万1,500円	4万4,400円	53万円
オ	住民税非課税世帯	3万6,900円	2万4,600円	29万円

■70～74歳(令和8年8月診療分～)

所得区分		自己負担額(月額)			年間上限額
		外来のみ	入院を含む		
			3回目まで	4回目以降	
現役並み	Ⅲ(課税所得690万円以上)	27万300円 + (医療費 - 90万1,000円) × 1 %		14万100円	168万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	17万9,100円 + (医療費 - 59万7,000円) × 1 %		9万3,000円	111万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	8万5,800円 + (医療費 - 28万6,000円) × 1 %		4万4,400円	53万円
一般(課税所得145万円未満)		2万2,000円(年間上限 21万6,000円)	6万1,500円	4万4,400円	53万円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)		1万1,000円(年間上限 9万6,000円)	2万5,700円	2万4,600円	29万円
低所得Ⅰ(低所得Ⅱのうち、所得0円の人)		8,000円	1万5,700円	-	18万円

後期高齢者医療制度

■75歳以上(令和8年8月診療分～)

所得区分		自己負担割合	自己負担額(月額)			年間上限額	
			外来のみ	入院を含む			
				3回目まで	4回目以降		
現役並み	Ⅲ	3割	27万300円 + (医療費 - 90万1,000円) × 1 %		14万100円	168万円	
	Ⅱ		17万9,100円 + (医療費 - 59万7,000円) × 1 %		9万3,000円	111万円	
	Ⅰ		8万5,800円 + (医療費 - 28万6,000円) × 1 %		4万4,400円	53万円	
一般	Ⅱ	2割	2万2,000円(年間上限 21万6,000円)		6万1,500円	4万4,400円	53万円
	Ⅰ						41万円
低所得	Ⅱ	1割	1万1,000円(年間上限 9万6,000円)		2万5,700円	2万4,600円	29万円
	Ⅰ		8,000円		1万5,700円	-	18万円